

事 務 連 絡  
令和3年1月29日

各都道府県消防・防災主管部局 } 御中  
各指定都市消防・防災主管部局 }

消防庁消防・救急課

令和3年度の消防防災に関する普通交付税措置（案）の概要について

本日、地方交付税法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたところですが、本法律案における消防防災関係分の概要について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村（特別区並びに消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても速やかにこの旨を御連絡いただくようお願いいたします。

## 令和3年度普通交付税措置(案)の概要(消防防災関係分)

### I 単位費用及び主要改正内容

【個別算定経費：消防費】 単位費用：③ 11,700円 (② 11,400円)

令和3年度の消防費については、給与費、需用費等(自動車関係経費等)の増額のほか、以下の改正が各細目において行われる予定であり、単位費用については、令和2年度に比べ300円増加し、11,700円となる。

#### (1) 常備消防費

① 繰出金(公営企業水道会計)について、増額することとされていること。

#### (2) 救急業務費

① 消防職員数について1名増員され、所要の経費を増額することとされていること。

② 報償費(メディカルコントロール体制推進関係経費等)について、増額することとされていること。

③ 需用費等(高度救命処置用資機材)について、増額することとされていること。

※ 「救急安心センター事業(#7119)」に要する経費については、現行の普通交付税措置を見直し、都道府県又は市町村の財政負担に対して、新たに特別交付税措置を講ずることとされていること。

【包括算定経費：(市町村分) 防災諸費】

(1) 通常国会に提出される予定である「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」により「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)に位置付けられる、自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対して避難支援等を実施するための個別避難計画(仮称)について、その作成に要する経費に対して、新たに措置することとされていること。

## II 主要項目の増減の状況

### <市町村分(消防費)>

増減額
-----

全体(1~3の合計)	② 1,136,449千円	→	③ 1,165,150千円	28,701千円
1 常備消防費	② 747,720千円	→	③ 761,361千円	13,641千円
[歳出]	② 753,094千円	→	③ 766,606千円	13,512千円
(1) 報酬	② 147千円	→	③ 146千円)	△1千円
(2) 給与費	② 657,542千円	→	③ 668,312千円)	10,770千円
(3) 需用費等	② 87,115千円	→	③ 87,956千円)	841千円
(4) 委託料	② 430千円	→	③ 429千円)	△1千円
(5) 負担金、補助及び交付金				
(6) 繰出金	② 353千円	→	③ 353千円)	—
(7) 繰入金	② 7,507千円	→	③ 9,410千円)	1,903千円
[歳入]	② 5,374千円	→	③ 5,245千円	△129千円
(1) 国庫支出金	② 225千円	→	③ 118千円)	△107千円
(2) 県支出金	② 3,847千円	→	③ 3,693千円)	△154千円
(3) 使用料及び手数料	② 1,302千円	→	③ 1,434千円)	132千円
2 救急業務費	② 275,083千円	→	③ 288,997千円	13,914千円
[歳出]	② 275,083千円	→	③ 288,997千円	13,914千円
(1) 給与費	② 229,324千円	→	③ 239,306千円)	9,982千円
(2) 報償費	② 10,076千円	→	③ 13,174千円)	3,098千円
(3) 需用費等	② 35,683千円	→	③ 36,517千円)	834千円
3 非常備消防費	② 113,646千円	→	③ 114,792千円	1,146千円
[歳出]	② 113,646千円	→	③ 114,792千円	1,146千円
(1) 報酬等	② 45,636千円	→	③ 45,636千円)	—
(2) 需用費等	② 55,158千円	→	③ 56,304千円)	1,146千円
(3) 負担金、補助及び交付金				
(4) 繰出金	② 12,852千円	→	③ 12,852千円)	—

※ 令和2年度の金額は『地方交付税制度解説(単位費用篇)』より引用